

海老川上流地区土地区画整理事業のうち調整池築造費について、  
各調整池個別の築造費を直ちに開示することを求める陳情

<願意>

掲題事業につき、事業組合の令和5年8月1日付第一回変更申請により調整池4-1が廃止された際、築造費総額の減額を▲287百万円として申請されています。(別添資料1)

陳情者は下記理由に述べるとおり、これは過少であり虚偽申請ではないか疑念を持ちます。減額が過少であることは、すなわち計画変更後現時点での調整池築造費は過大計上であり、それに対する市の助成金も過大計上の可能性があります。

この点を明確にするため、各調整池個別の築造費につき公文書の開示請求を行ったところ、「対象公文書の開示・不開示の判断に時間を要するため」との理由で、当初の開示期限5月16日を7月1日に延長する旨通知を受けました。

掲題事業に対し市は道路・公園等も含め4,451百万円の助成金を支給することとなっています。民間の事業に対し多額の税金を投入する以上、そのプロセスに不透明なものがあるとはならないと考えます。各調整池個別の築造費を直ちに開示するよう市に求めることを陳情します。

<理由>

調整池築造費は当初事業計画において総額4,013百万円が計上されており、その1/2約20億円が市の助成対象となっています。

調整池4-1は単純な面積割合でも全調整池の約21%を占めます。(単純な面積比計算でも築造費は8億円を超えます)

さらに、調整池4-1は上部を公園とするため、別添した計画図(別添資料2)のとおり頂版コンクリートの中壁で支え、さらにそれらを支えるため地盤改良まで施工する構造となっています。これらの工事内容は、隣接して計画された調整池4-2(計画図別添資料3)等他の調整池とは全く異なるものであり、工事費も他の調整池とは桁違いのものになっていると考えられます。

したがって願意に記したとおり、その廃止に伴う築造費総額の減額▲287百万円は過少であり、助成金交付が過大である可能性が高いと考えます。

この点を明確にするため、各調整池個別の築造費の開示が必要です。

なお、令和3年に都市政策課が組合より調整池の個別事業費が掲載された資料を受け取っていることは5月7日にメールにて確認済みです。(別添資料4)  
同資料コピーによる開示をお願いします。

以上